

野生鳥獣防護柵設置事業補助金交付手順

申請者

大田原市

①申請

- ① 申請
補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。
（添付書類）
- ・見積書（写し可）
 - ・位置図（事業実施箇所の分かるもの）

②決定

- ② 決定
市長が適正な事業と認めたものは、補助金交付決定通知書により、交付決定額・交付条件等を通知します。

③事業着手

- ③ 事業着手
決定通知を受理後、申請どおりの資材等を購入し、防護柵を設置します。

④完了報告

- ④ 完了報告
事業を完了したら速やかに完了報告書（様式第3号）を提出してください。
（添付書類）
- ・領収書（写し）
 - ・写真

⑤検査

- ⑤ 検査
申請どおりの事業が行われたかを担当職員が現地検査いたします。

⑥確定

- ⑥ 確定
検査の結果、市長が適正な事業が行われたと認めるときは、補助金交付額の確定通知書により、補助金の額を確定したことを通知します。

⑦請求

- ⑦ 請求
確定通知を受理後、補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。
（添付書類）
- ・補助金交付額の確定通知書の写し

⑧交付

- ⑧ 交付
補助金を指定の口座に振り込みます。

〒324-8641 大田原市本町1-4-1
大田原市産業振興部農林整備課農村環境対策係
TEL：0287-23-8813 FAX：0287-23-8782